

【正誤表】

『平成23年版 改正税法のすべて』の本文中に下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

一般財団法人 大蔵財務協会

(2012年1月10日付)

本文	正	誤
「「保険年金」に係る最高裁判決を受けた対応」		
164ページ 左段(イ)の1行目	(イ) 残存期間年数、支払開始日余命年数、……	(イ) 残存期間年数、支払期間余命年数、……
171ページ 右段(13)の8行目	……ける権利等に係る時効その他特別還付金、……	……ける権利等に係る事項その他特別還付金、……
201ページ 右段の1行目	個人に対する時価の2分の1未満の……	法人に対する時価の2分の1未満の……
「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(所得税関係)」		
777ページ 左段(2) 口の(注1)の 2行目	……租税特別措置法第41条の18第2項に規定する特定寄附金等の金額(震災関連寄附金の額を除きます。)… …	……所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金(震災関連寄附金を除きます。)……
778ページ 右段の(注)3行目	……特定寄附金等金額(上記(注1)の特定寄附金等金額をいいます。)との……	……特定寄附金等金額(震災関連寄附金以外の特定寄附金の額と政党等に対する寄附金の額との合計額(その合計額が、その者のその年分の総所得金額等の合計額の40%相当額を超える場合には、40%相当額)をいいます。)との……